

居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援事業所ありまつ

居宅介護支援 重要事項説明書

令和7年7月1日現在

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）名	医療法人社団 中央会
所在地	石川県金沢市有松5丁目1番7号
代表者名	理事長 吉田 千尋
設立年月日	平成17年11月14日

2 居宅介護支援事業所の概要

（1）事業所の所在地等

事業所名	医療法人社団 中央会 居宅介護支援事業所ありまつ
所在地	石川県金沢市有松5丁目2番24号
連絡先	076-242-5610
事業所番号	1710119536
管理者名	坂之井 麻美

（2）営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	平日 午前8時30分～午後5時30分 土曜日 午前8時30分～午後1時

※日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3）は休み

（3）職員体制

従業者の職種	人数	常勤・非常勤	備考
管理者	1人	常勤	主任介護支援専門員 (主任ケアマネジャー)
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	3人以上 内管理者	常勤	

（4）サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	金沢市 野々市市
---------------	----------

3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	要介護状態の利用者が可能な限りその居宅においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、公正中立に各機関との連携に努め、総合的かつ効率的に居宅介護支援が提供されるよう配慮して行うものとします。

4 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

(1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	定期的にケアマネジャーが利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。 少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し面接します。 要件を満たした場合は、少なくとも2月に1回はオンラインによる面接が可能です。 1 利用者の同意を得ている 2 サービス担当者会議等において主治医、担当者その他関係者の合意を得ている 3 利用者の状態が安定している 4 利用者がオンラインを介して意思疎通ができる 5 他のサービス事業所との連携により情報収集できる

給 付 管 理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

（２）居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行います。原則、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらの要望に対しては、必要に応じて他の専門職を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	・通院の送迎や付き添い ・救急車への同乗 ・家事の代行業務 ・直接の身体介護 ・金銭管理 ・身元保証人 ・入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ・介護保険に関係のない行政手続きやライフラインの解約
-----------------	--

５ 利用料金

要支援または要介護の認定を受けた方は、**介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。**ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、１か月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に出すと、全額が払い戻されます。

（１）居宅介護支援費（地域区分 １単位：１０．２１円）

居宅介護支援（Ⅰ）	料金（単位数）	
	要介護１・２	要介護３～５
居宅介護支援（ⅰ） ＊介護支援専門員１人あたりの利用者 ４５件未満	１，０８６単位	１，４１１単位
居宅介護支援（ⅱ） ＊介護支援専門員１人あたりの利用者 ４５件以上６０件未満	５４４単位	７０４単位
居宅介護支援（ⅲ） ＊介護支援専門員１人あたりの利用者 ６０件以上	３２６単位	４２２単位

(2) 加算

加 算 名 称		料 金 (単位数)	算 定 要 件
初 回 加 算		3 0 0 単位	・ 新規にケアプランを作成する場合 ・ 要介護状態区分が2区分以上変更し ケアプランを作成する場合
入院時情報連携加算 (Ⅰ)		2 5 0 単位	病院または診療所に入院した日のうちに必要な情報提供を行った場合
入院時情報連携加算 (Ⅱ)		2 0 0 単位	病院または診療所に入院した日の翌日または翌々日に必要な情報提供を行った場合
退院・退所加算	(Ⅰ) イ	4 5 0 単位	利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること
	(Ⅰ) ロ	6 0 0 単位	利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けていること
	(Ⅱ) イ	6 0 0 単位	利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスの以外の方法により2回以上受けていること
	(Ⅱ) ロ	7 5 0 単位	利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること
	(Ⅲ)	9 0 0 単位	利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること
通院時情報連携加算		5 0 単位	利用者が医師の診察を受けるときに同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算		2 0 0 単位	病院または診療所の求めにより、医師または看護師とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、居宅サービス等の利用調整を行った場合

特定事業所加算（Ⅰ）	5 1 9 単位	サービス提供に関する定期的な会議を実施している等、厚生労働大臣の定める基準に適合する場合
特定事業所加算（Ⅱ）	4 2 1 単位	
特定事業所加算（Ⅲ）	3 2 3 単位	
特定事業所加算（Ⅳ）	1 1 4 単位	
特定事業所医療介護連携加算	1 2 5 単位	

（３）減算

特定事業所集中減算	所定単位数の 5 0 %で算定	正当な理由なく特定の事業所に8 0 % 以上集中した場合（訪問介護・通所介護・ 地域密着型通所介護・福祉用具貸与）
運営基準減算	1 月につき 2 0 0 単位を 減算	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援 が提供できていない場合

（４）その他

交 通 費	サービスを提供する実施地域にお住まいの方は無料です。 それ以外の地域の方は、ケアマネジャーが訪問するための 交通費の実費が必要です。
解 約 料	解約料は一切かかりません。

6 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当介護支援専門員（ケアマネジャー）又は下記窓口までご連絡ください。

（１）事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	坂之井 麻美
連 絡 先	0 7 6 - 2 4 2 - 5 6 1 0

（２）その他の相談窓口

石川県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情 1 1 0 番	0 7 6 - 2 3 1 - 1 1 1 0
金沢市役所介護保険課 または 金沢市介護保険運営協議会 介護サービス等向上専門部会	0 7 6 - 2 2 0 - 2 2 6 4
野々市市介護長寿課	0 7 6 - 2 2 7 - 6 0 6 6

7 秘密保持

事業者が得た利用者やその家族の個人情報、介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しません。サービス担当者会議等で利用者やその家族の個人情報を使用する場合は、利用者およびその家族の同意を事前に文書で得ることとします。

8 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。

(お渡しした名刺をご提示ください。)

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、利用者の同意を得て、ケアマネジャーから主治医の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

10 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介やその選定理由について事業所に求めることができます。
前6か月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	事業所が前6か月の間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等について説明し理解を得るよう努めます。

11 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 選任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	坂之井 麻美
-------------	--------

1 2 重要事項説明書の説明日

利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

重要事項説明書の説明日	令和 年 月 日
事業所名	医療法人社団 中央会 居宅介護支援事業所ありまつ
説明者氏名	

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援について重要事項の説明を受け、その内容を同意の上、本書面を受領しました。

利用者	住所	
	氏名	

家族・代理人・後見人等	住所	
	氏名	続柄（ ）